

相 談 事 例

ID：01-05-004

相談タイトル

住宅建築に関する「法律相談」について

Q：ご相談内容

住まいの相談センターで住宅建築に係る、弁護士による無料専門相談会（法律相談）を開催していると聞いたが、どのような方法でおこなっているのか。
また、群馬弁護士会でも法律相談を開催していると聞いたが連絡先を教えてください。

A：回答

住まいの相談センターで開催している専門相談会は、群馬弁護士会から派遣された弁護士により、月3回程度金曜日午後を実施しています。
お一人につき40分間、対面での無料相談となり、三つの予約枠があります。
最近では、新型コロナウイルス感染予防の対策（マスク着用、換気、アクリル板設置等）を講じたうえで実施しています。
群馬弁護士会の電話での10分間の無料相談もあります。